

公立保育所再編予定時期の延期について

1 概要

- (1) 市では平成 27 年に取りまとめた「公立保育所の再編に関する基本方針」に基づき、平成 32 年度における中央保育所の建替えを予定してきました。しかし、今後の幼児教育の無償化により、保育の利用希望者数において、大幅な変化が見込まれることから、その状況を確認した上で今後の取組を進めることといたしました。

2 利用者数の見通しの変化

- (1) 平成 32 年 4 月より幼稚園、保育所、認定こども園における 3～5 歳児の費用が全面的に無償化されます。
- (2) 無償化により利用希望者が大幅に増加した場合、工事のために中央保育所で受入ができない期間において、保育を利用できない方が生じる可能性があります。

3 再編予定時期の延期と、それに伴う対応

- (1) 平成 32 年 4 月以降の利用見通しを把握し、保育の利用に支障がないことを確認の後に(仮称)中央保育所の基本設計等を進め、平成 35 年度以降の開所として予定します。
- (2) 延期の期間中においては保育に支障が生じないよう、補修等を実施します。

4 中央保育所、栄保育所の利用者における移動

- (1) 卒園が平成 35 年 3 月以降となる利用申込者に対しては、再編の予定を案内して、指定する公立保育所へ移動することを条件としての入所とします。
- (2) 平成 30 年度に中央保育所の 1 歳児クラスへ入所した児童については、平成 34 年 4 月より、栄保育所へ移動することへの同意が、入所の条件となります。